泉南地域水防災連絡協議会規約

(名　　称)

第1条　　本協議会の名称は、泉南地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目　　的)

第2条　　協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災に関係する機関に提供するとともに、「泉南地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、津波、高潮又は土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

　また、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有も行う。

２　　前項の「泉南地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取組む地域とする。

(組　　織)

第3条　　協議会は、「泉南地域」の防災・減災に関係する機関をもって組織する。

２　協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

３　協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGを新設することができるものとする。

４　協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条　　協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

（1）防災・減災対策の取組に関すること

（2）各市町間の情報連絡系統の整備

（3）各市町の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換

（4）水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換

（5）流域治水プロジェクトに関すること

（6）大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知

（7）雨量、水位等の情報伝達

（8）その他

(行政WGでの検討事項)

第5条　行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

（1）浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項

（2）各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項

（3）円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

（4）各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「泉南地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項

（5）流域治水プロジェクトに関する事項

（6）その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条　協議会は、別表１に掲げる者をもって構成する。

２　協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。

３　協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。

４　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

５　事務局は、第１項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。

６　協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条　行政WGは、別表２に掲げる者をもって構成する。

２　行政WGの議長は、別表２の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。

３　行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５　事務局は、第１項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条　協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

２　オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条　協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条　関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事　務　局)

第12条　事務局は、大阪府岸和田土木事務所が行う。

(委　　任)

第13条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付　　則)

この規約は、平成３年５月３１日から実施する。
この規約は、平成１３年６月１５日から実施する。
この規約は、平成１９年５月２４日から実施する。
この規約は、平成２０年６月３０日から実施する。
この規約は、平成２３年６月３０日から実施する。
この規約は、平成２６年７月２２日から実施する。
この規約は、平成２７年７月３０日から実施する。
この規約は、平成２９年１２月１９日から実施する。
この規約は、平成３０年５月２５日から実施する。
この規約は、令和元年５月３０日から実施する。
この規約は、令和２年５月２２日から実施する。
この規約は、令和２年１０月１４日から実施する。
この規約は、令和３年５月１３日から実施する。
この規約は、令和４年３月１８日から実施する。
この規約は、令和４年６月３０日から実施する。
この規約は、令和５年５月２９日から実施する。
この規約は、令和６年５月２４日から実施する。
この規約は、令和７年５月２９日から実施する。
この規約は、令和８年５月２７日から実施する。

（別表１）

（自治体）
大阪府知事
岸和田市長
貝塚市長
泉佐野市長
泉南市長
阪南市長
熊取町長
田尻町長
岬町長

（自治体関係）
府岸和田土木事務所長
府泉南地域防災監
大阪港湾局泉州港湾・海岸部　事業企画・防災課長
府環境農林水産部水産課長
府南部流域下水道事務所長
府泉州農と緑の総合事務所長
府岸和田保健所長
府泉佐野保健所長

（国関係）
大阪管区気象台長

（警察機関）
岸和田警察署長
貝塚警察署長
泉佐野警察署長
泉南警察署長

（消防機関）
岸和田市消防本部消防長
貝塚市消防本部消防長
泉州南広域消防本部消防長

（占用事業者）
関西電力送配電株式会社　大阪南本部　岸和田配電営業所長
NTT 西日本株式会社　関西支店　災害対策室長
大阪ガスネットワーク株式会社　南部事業部長
大阪広域水道企業団南部水道事業所長

（運輸事業者）
西日本旅客鉄道株式会社　近畿統括本部　阪奈支社　支社長
南海電気鉄道株式会社　施設部　課長
水間鉄道株式会社　専務取締役

【オブザーバー】
国土交通省近畿地方整備局河川部　河川計画課長

（別表２）

（自治体関係）
府泉南地域防災監
府岸和田土木事務所　建設課長
府岸和田土木事務所　尾崎出張所長
府事業調整室　都市防災課　参事
府河川室　河川整備課　参事
府危機管理室　防災企画課　参事
府水産課　企画・豊かな海づくり推進グループ課長補佐
府下水道室　事業課長
府南部流域下水道事務所　建設課長
府都市整備部住宅建築局建築指導室　審査指導課長
府泉州農と緑の総合事務所　地域政策室長
大阪都市計画局計画推進室　計画調整課　参事
大阪港湾局泉州港湾・海岸部　事業企画・防災課　危機管理担当課長代理
岸和田市危機管理部長兼危機管理監
岸和田市環境農林水産部長
岸和田市まちづくり推進部長
岸和田市下水道河川部長
貝塚市危機管理部長兼危機管理監
貝塚市都市整備部長
貝塚市上下水道部長
泉佐野市危機管理室長
泉佐野市上下水道局下水道整備課長
泉佐野市林務耕地担当参事
泉佐野市まちづくり調整担当理事
泉南市行政経営部長
泉南市都市整備部長
阪南市危機管理監
阪南市都市整備部長
熊取町総合政策部統括理事（自治･防災管理監）
熊取町都市整備部長
田尻町総務部長
田尻町事業部長
岬町まちづくり戦略室危機管理監
岬町都市整備部長

（国関係）
大阪管区気象台　気象防災部　気象防災情報調整官

【オブザーバー】
近畿地方整備局河川部　河川計画課　課長補佐

別図『泉南地域』



泉南地域（岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）の府管理河川、土砂災害警戒区域、高潮や地震津波対策箇所が対象。